ここに掲載されている情報は、掲載日現在の情報です。ご覧になった時点で内容が変更になっている可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

2026 年 11 月 09 日

「ブロードバンドユニバーサルサービス料」の設定に関するお知らせ

TCN インターネットサービス ご利用のお客様各位

平素より TCN サービスをご利用いただきありがとうございます。
多摩ケーブルネットワーク株式会社（TCN 、本社：青梅市新町７－４－３ 、代表取締役社長：舘 盛和）は、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度」の開始に伴い、「ブロードバンドユニバーサルサービス料」を設定し、以下の通り対象サービスにご加入のお客さまにご負担いただくこととなりましたのでお知らせいたします。

1.「ブロードバンドユニバーサルサービス料」とは

日本国内における人口減少や離島・山間地などの地理的条件により、今後光ファイバー基盤の維持が課題となることを踏まえ、2023 年 6 月 16 日に施行された改正電気通信事業法において、第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドユニバーサルサービス）に関する制度として創設されました。

この制度創設に伴い、電気通信事業法に基づき、不採算地域などにおけるブロードバンドサービスの提供を確保するために必要な費用の一部を、ブロードバンドサービスを提供する電気通信事業者全体で応分に負担することが義務付けられました。この応分負担の義務に対応するため、NTT 東日本株式会社、NTT 西日本株式会社をはじめとする交付金交付対象事業者に対して補てんする金額をもとに、負担対象となる電気通信役務における、1 回線当たりの負担額（回線単価）をブロードバンドユニバーサルサービスの支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会（以下 TCA）が算定し、各電気通信事業者が回線数に応じた負担額を TCA に支払い、TCA が交付金交付対象事業者に補てんする運びとなりました。

つきましては、次の通り TCN においても「ブロードバンドユニバーサルサービス料」を対象サービスご利用のお客さまに請求させていただきます。

2.「ブロードバンドユニバーサルサービス料」金額について

■金額について

	2026年（3月のみ） 1回線あたりの金額
ブロードバンドユニバーサルサービス料	2円（税込2.2円）※／月

■請求時期について

2026 年においては、3 月分のみの請求があり、2026 年に限りこの請求を TCN にて負担させて頂き、

2027 年 1 月以降についてはお客様にてご負担いただきます。但し現在、2027 年の回線単価や請求回数など未定であり、判明次第ホームページ等でお知らせさせて頂きます。

■対象サービスについて

「t-net 光 10G」「t-net 光 2.5G」「t-net240」「t-net43」

※支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会にて申請、総務省にて認可した回線単価（2 円）（https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice/press/pdf/251210.pdf）に消費税率を乗じた金額であり、今後、総務省の認可に基づき支援機関が定める回線単価によって変更となる場合があります。

≪本件に関するお問合せ≫

電話でお問合せください。おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

〇総合窓口：0428 － 32 － 1351

受付時間：9:00～20:00（年中無休）